

水俣市長

様

(納税義務者)

住所(所在地)

氏名(名称)

印

個人番号

法人番号

納税管理人申告(申請)書

納税管理人について、次のとおり申告(申請)します。

1 申告(申請)の内容について(※ 該当する番号に○印を記入)

- 1 市内に住所等を有する者を納税管理人と定めることについての申告
- 2 市外に住所等を有する者を納税管理人と定めることについての承認申請
(その理由) (1) 市内に納税管理人として定めるべき人がいないため。
(2) その他 []
- 3 納税管理人を定めなくても、納税に支障がないことについての承認申請
(その理由) (1) 金融機関、郵便口座からの自動払込の手続きをとっているため。
(2) その他 []

2 納税管理人について(※ 申告、申請した内容が、1又は2の場合のみ記入)

新納税管理人	住所(所在地)
	フリガナ
	氏名(名称)
	(法人の場合)代表者名
旧納税管理人	住所(所在地)
	フリガナ
	氏名(名称)
	(法人の場合)代表者名
	電話番号
	電話番号

3 税目について(※ 該当する税目に○印を記入)

新納税管理人が管理する税目	ア 市県民税	イ 固定資産税
---------------	--------	---------

4 納税管理人の承諾欄(※ 申告、申請内容が、1又は2の場合のみ記入)

この申告(申請)による、納税管理人になることを承諾します。

令和 年 月 日

住所(所在地)

フリガナ

氏名(名称)

印

(法人の場合)代表者名

電話番号

(留意事項)

水俣市外に住んでいる(事業所がある)納税義務者は、市内又は市外で独立の生計を営む者のうちから、本人の同意を得て、納税管理人(納税に関する一切の事項の処理を納税義務者に代わって行う者)とする旨の申告又は申請をし、若しくは納税管理人を設けなくても、税に支障がない旨の申請をしなくてはなりません。

納税管理人を定める必要がある人	納税管理人を定める必要がある人		
納税管理人にすべき人の住所等の区分	水俣市内に住む人の場合	水俣市外に住む人の場合	納税管理人を定めない場合(廃止する場合を含む)
必要な手続き	納税管理人申告書を提出する。(表面「申告(申請)の内容について」の1番に○)	納税管理人申告書を提出する。(表面「申告(申請)の内容について」の2番に○)	納税管理人認定申請書を提出する。(表面「申告(申請)の内容について」の3番に○)
期限	納税管理人を定める必要が生じた日又は変更、異動があった日から10		
罰則	申告しなかった場合は、3万円以下の過料を科する。		

根拠条文： (市民税。省略。)水俣市税条例第25条、第26条
(固定資産税。次に記載。)条例第64条、第65条
(鉱産税。省略。)条例第106条、第107条
(特別土地保有税。省略。)条例第132条、第133条

○水俣市税条例(平成8年12月24日条例第39号)

(固定資産税の納税管理人)

第64条 固定資産税の納税義務者は、市内に住居、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合においては、市内に住居等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住居等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第65条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。